

災害時における被災者生活復興支援に係る協定書

三重県伊賀市

三重弁護士会

災害時における被災者生活復興支援に係る協定書

伊賀市（以下「甲」という。）と三重弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における伊賀市の被災者生活復興支援のため、被災者等を対象とした法律相談等の支援活動に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、伊賀市の被災者生活復興支援に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（相談会の実施）

第2条 甲は、伊賀市域で災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災者等に対する法律相談会（以下「相談会」という。）を開催することとし、乙に対し、協力を要請することができる。

2 乙から甲に対して相談会開催の提案があり、甲がその必要性を認めたときも、前項の例による。

3 第1項の要請は、被災者等に対する法律相談にかかる協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日文書を送付することとできるものとする。

4 乙は、第1項の要請を受けた場合は、速やかに乙の会員の中から相談会に派遣する者（以下「相談担当者」）を選出する。

5 その他、相談会の開催にかかる詳細については、災害の規模、相談需要その他被災者等の状況を勘案し、甲乙協議の上決定する。

（相談会の設営）

第3条 甲は、相談会を開催する場合、相談会の開催場所の確保及び必要な設備・資料の用意並びに相談会を開催する旨の広報を行う。ただし、乙は、甲の行う広報とは別に広報を行うことができる。

（経費負担）

第4条 相談担当者の派遣に要する経費（謝金、旅費等一切）については、災害の規模、他の公的援助制度の有無、相談会の実施期間、実施回数等を勘案して、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(報告及び秘密保持)

第5条 乙は、相談会における相談件数及び相談内容その他必要な事項について、書面により甲に報告するものとする。ただし、その具体的範囲は、相談担当者が法令上順守すべき守秘義務に違反しないものとする。

2 乙及び相談担当者は、相談会の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(平常時における準備・連携)

第6条 甲及び乙は、本協定の実施に関し、平常時から、災害発生時に機動的な支援ができるよう準備するとともに、この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿(様式第2号)を作成し、相互に交換して連絡体制を確立するものとし、変更があった場合も同様とする。

(有効期限)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対して文書による協定終了の申し出がない限り、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

以上

令和 年 月 日

甲 三重県伊賀市四十九町3184番地
伊賀市
伊賀市長

乙 三重県津市丸之内養正町1番1号
三重弁護士会
会長

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

三重弁護士会 御中

伊賀市長

被災者等に対する法律相談にかかる協力要請書

「災害時における被災者生活復興支援に係る協定書」第 2 条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

対象災害名	
開催候補日	第 1 希望 年 月 日（ ）： ～ ： 第 2 希望 年 月 日（ ）： ～ ： 第 3 希望 年 月 日（ ）： ～ ：
開催場所	会場名 所在地
そ の 他	

※連絡担当者

所属：
氏名：
連絡先（電話）：

様式第2号（第6条関係）

連絡担当者名簿

名 称			
所在地			
責任者氏名			
三重弁護士会 担当部署		電話番号/FAX	
		E-mail	
担当者役職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）			
第1順位者			自宅・携帯
		TEL（勤務時間外）	
第2順位者			自宅・携帯
		TEL（勤務時間外）	
第3順位者			自宅・携帯
		TEL（勤務時間外）	

名 称			
所在地			
責任者氏名			
担当部署名		電話番号/FAX	
		E-mail	
担当者役職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）			
第1順位者			自宅・携帯
		TEL（勤務時間外）	
第2順位者			自宅・携帯
		TEL（勤務時間外）	
第3順位者			自宅・携帯
		TEL（勤務時間外）	

※変更があった場合は速やかに相手方に報告する。